

## ○内容証明郵便が戻り便になったときは

3か月前から貸金返済が滞っているため内容証明郵便を送付したところ、不在のため戻ってきました。期限の利益を喪失させる請求としての効力は認められないのでしょうか。

**POINT 戻り便になったときでも、「到達」と認められる可能性はあります。どのような事情があれば認められるのか、具体的に理解することが重要です。**

### 解説

#### 1 意思表示のプロセス

一般論として、意思表示は、表意者が書面に書くなどの表白、手紙として投函するなどの発信、そして相手方住所等への配達等の到達を経て、了知されるというプロセスをたどります。

意思表示は、①表白（例えば、手紙を書くこと）、②発信（例えば、封書をポストに投函すること）、③到達（例えば、相手方が封書を受け取ったこと）、④了知（例えば、相手方が封を開けて手紙を読むこと）という4つの段階を経るため、その間に時間差を生じます。

改正前民法は、隔地者に対する意思表示の効力発生時期について、「到達」を基準としています。その理由は、①意思表示が相手方に到達すれば（封書を受け取っていれば）、相手方が了知することができる状態になるから、現実に相手方が了知しなくても特に相手方に不利ではないこと、及び、②了知することまで要求すると、手紙を読まない限りは効力が生じないことになってしまい、表意者の保護が不十分になる（相手方の利益に偏りすぎている）ことがあります。

債権法改正では、「隔地者に対する」という限定が削除され、到達主義が意思表示一般の原則と位置付けられました（民新97）。

## 2 意思表示の到達

到達の意義について、最終的に債権法改正では明文化されませんでしたが、民法（債権関係）の改正に関する中間試案・3頁では、「相手方が意思表示を了知した」場合と同列のものとして、「意思表示を記載した書面が配達されたこと」に加えて「その他、相手方等が意思表示を了知することができる状態に置かれたこと」とされていました。このことは、解釈として参考になると思われます。

最高裁昭和36年4月20日判決（判時258号20頁）は、借地契約の解除について賃料不払の催告の有無が争われた事案において、代表取締役又は代表者から受領の権限を付与された者によって受領され又は了知されることを要するものではなく、それらの者にとって了知可能の状態に置かれることを意味するとし、換言すれば、意思表示の書面がそれらの者のいわゆる勢力範囲（支配圏）内に置かれることをもって足りると判断しました。

## 3 到達主義の結果

到達主義によると、意思表示が相手方に到達しなかった場合や、遅れて到達した場合に生じるリスクは、表意者が負担することになります。その結果、不着の場合は、意思表示の効果は生じません。延着では、例えば債務者に催告した郵便が延着した場合のように、法律上要求される長さの催告期間がとれない（催告期間が相当となる時期が予定より遅くなってしまう）という事態が生じます。

債権法改正では、このような事態が生じる場面を限定するため、相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その意思表示の通知は、その通知が通常到達すべきであった時に到達したものとみなすことを明確にしました（民新97）。

### 実務の取扱い

#### 【令和2年3月31日以前に意思表示をした場合】

##### 1 隔地者間の規律

改正前民法97条1項では、意思表示の効力発生時期について、隔地者に対するものについて到達時とされていました。ここに隔地者というのは、意思表示の発信から到達までに時間的間隔がある者をいうと解されています。

隔地者間のルールとされていたのは、時間差がある場合はどうなるのかを明確にす

留分減殺の意思表示（又は少なくともこれを含む遺産分割協議の申入れ）であると十分に推知できたことが考慮されています。これは、相続法改正前民法1042条による「1年間」という遺留分減殺請求権の期間制限が問題となった事案において、実質的に妥当な結論を導いたものです（令和元年7月1日に施行された相続法改正後民法1048条は、遺留分侵害額請求権の期間制限について、同様に定めています。）。ここでは、通知の内容を十分に推知することができ、さしたる労力・困難を伴うことなく内容証明郵便を受領することができたにもかかわらず到達していないとして意思表示の効力発生を否定したのでは、自分に都合の悪い郵便は受け取らなければよいということになってしまふことが考慮されています。

そのため、類似した事例において「到達」が認められるか否かは、具体的な事情によって異なることに注意が必要です。

#### 参考判例

- 到達とはA会社の代表取締役Bないしは同人から受領の権限を付与されていた者にとって了知可能の状態におかれたことを意味し、意思表示の書面がそれらの者のいわゆる勢力範囲（支配圏）内におかれることをもって足りるとした上で、A会社の事務室においてその代表取締役Bの娘であるCに手交され、Cが机の上にあったBの印を押して受け取り、これを机の抽斗に入れておいたという事実を認定し、Bの勢力範囲に入っており、了知可能の状態におかれたものと認められるとして、民法97条にいう「到達」があったものとされた事例（最判昭36・4・20判時258・20）
- Yが不在配達通知書の記載によりX弁護士から内容証明郵便（以下「本件通知」という。）が送付されたことを知り、その内容が本件遺産分割に関するものではないかと推測していたこと、及び、この間YがB弁護士を訪れて遺留分減殺について説明を受けていたことなどから、Yとしては、本件通知の内容が遺留分減殺の意思表示又は少なくともこれを含む遺産分割協議の申入れであることを十分に推知することができたと認定した上で、受領の意思があれば困難を伴うことなく本件通知を受領することができたとして、本件通知の内容である遺留分減殺の意思表示は、社会通念上、Yの了知可能な状態に置かれ、遅くとも留置期間が満了した時点でYに到達したものと認めるのが相当とされた事例（最判平10・6・11判時1644・116）

#### 【令和2年4月1日以後に意思表示をした場合】

##### 1 隔地者という規律の撤廃

改正民法97条1項は、改正前民法97条1項の冒頭にあった「隔地者に対する」という修飾語を削除しました。このことは、意思表示の効力は到達時に発生するというル

た場合であるかなど、個別の事案に即して判断されることになると思われます。

例えば、突然全く面識のない弁護士から内容証明郵便が送付されてきたのであり、誰の代理人であることが不在配達通知書に記載されていないときには、内容を推知することができないため「正当な理由なく到達を妨げた」には該当しない可能性があります。これに対して、差出人が不在配達通知書に記載されていたときには、3か月前から貸金返済が滞っていることから、期限の利益を喪失させるという内容を推知することは可能とも思われます。法律上の期間制限がない点において平成10年判決の事例とは異なりますが、適切な時期に期限の利益を喪失させる必要があることからすれば、留置期間経過によって返送されたとしても、相手方が「正当な理由なく到達を妨げた」ものとして、通常到達すべきだった時に「到達」したものとみなされる可能性があります。ここに「通常到達すべきだった時」も解釈の問題になりますが、平成10年判決を参考にすると、遅くとも留置期間が満了した時点では到達が擬制されるものと考えられます。

### コラム

#### ◆公示による意思表示

到達主義によると、表意者が相手方又はその所在を知ることができない場合には、意思表示の効力を生じさせることができません。そのような不便を除くために、民法98条1項は、公示による意思表示をすることを認めています。

これは簡易裁判所に申立て、公示送達に関する民事訴訟法111条に従い、裁判所の掲示板等を利用する方法です（民98②）。

表意者が相手方又はその所在を知らないことに過失があったときは、到達の効力は生じません（民98③、民訴112・113）。

### 留意点（経過措置等）

平成29年法律44号改正民法附則6条2項は、「施行日前に通知が発せられた意思表示については、新法第97条の規定にかかわらず、なお従前の例による」と定めています。